

国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 6 第 2 項後段の規定に基づき以下の樹木採取区の変更について公示する。

令和 8 年 7 月 6 日
近畿中国森林管理局長

1 樹木採取区の名称

近畿中国 1 新見樹木採取区

2 樹木採取区の所在地

（変更前）別紙 1 及び別紙 2 のとおり。

（変更後）別紙 3 及び別紙 4 のとおり。

3 変更した樹木採取区の面積

（変更前）樹木採取区的面積 205.15ha

採取可能面積 115.92ha

備考：面積は、森林調査簿（令和 2 年 3 月 31 日現在）及び QGIS 3.4（令和 3 年 3 月 31 日時点）並びに、収穫調査時の GNSS 受信機（モバイル・マップー）、QGIS 3.4（令和 6 年 10 月 31 日時点）の計測による。

（変更後）樹木採取区的面積 190.55ha

採取可能面積 115.92ha

備考：面積は、森林調査簿（令和 2 年 3 月 31 日現在）及び QGIS 3.4（令和 3 年 3 月 31 日時点）並びに、収穫調査時の GNSS 受信機（モバイル・マップー）、QGIS 3.4（令和 7 年 7 月 23 日時点）の計測による。

4 変更した区域図及び区域位置図

（変更前）別紙 2 のとおり。

（変更後）別紙 4 のとおり。